

居宅介護支援事業所重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、

契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

ご不明な点があれば、ご質問ください。

1. 事業者の法人概要 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名	株式会社メイフラワーデイサービスセンター	
所在地	加東市屋度 736-262	
法人種別	株式会社	
代表取締役	松 原 司	
電話/FAX	電話 0795-42-1083	FAX 0795-42-3454

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定居宅介護支援を実施する事業所について

事業所名	メイフラワープラン
所在地	加東市屋度 736-262
事業所の指定番号	兵庫県 第 2872500886 号
開設年月日	令和 5 年 10 月 1 日
サービスを提供する 実施 地域	加東市・小野市・三木市・加西市・西脇市
併設施設・事業	通所介護事業

(2) 当事業者が提供するサービス（居宅介護支援）事業所の相談窓口

電 話 (0795) 42-1085

FAX (0795) 42-1145

メールアドレス mayflowerplan@vega.ocn.ne.jp

営業日	月曜日～金曜日（ただし、祝日及び年末年始は除く）
営業時間	午前 9 時～午後 5 時まで 緊急時には 緊急電話(090-2066-0275)に転送となります。

管理者 遠藤 智久

担 当 介護支援専門員(ケアマネジャー) _____

3. 事業所の従業員

	人 数	勤 務 体 制
管 理 者	1 名	常勤
主任介護支援専門員	1 名	常勤 1 名(管理者)
介護支援専門員	2 名	常勤 2 名

4. 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者（以下「お客様」と呼ぶ）又はそのご家族から依頼を受け、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病などにより要介護状態となったお客様が、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むとともに、重症化を予防し、お客様とご家族の望む生活ができるよう、介護保険制度に基づいた必要な福祉サービスの相談や調整、地域のサービス情報等の提供を行ない、居宅サービス計画を作成することを目的とします。
事業の方針	<p>1、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様の選択に基づき適切な福祉サービスおよび地域の情報が得られるよう、総合的かつ効果的に提供いたします。</p> <p>2、お客様の意思及び人格を尊重し、常にお客様の立場に立ち、お客様に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に行います。</p> <p>3、事業の実施に当たっては、各市町村の地域包括支援センター、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p> <p>4、前項に定めるものの他、指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準の法令を遵守します。</p>

5. 提供するサービスの内容

【居宅サービス計画の利用申し込み、重要事項説明、契約】

当事業所をご利用いただくにあたり、事業所の説明、サービスの内容に関して説明を行い、契約を行います。

【居宅サービス計画の作成】

お客様の自立した日常生活のために お客様やそのご家族とともに考え、必要な援助を受けるための居宅サービス計画を作成します。

【サービス担当者会議の開催】

計画に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業者等とサービス利用に関しての調整説明を行い、利用者やご家族の意見を伺い、同意をいただきます。

【経過観察・再評価】

一か月に一回以上、担当の介護支援専門員がお客様のお宅へお伺いし、お客様やそのご家族に居宅サービス計画に基づくサービス内容の実施状況や目的に向けてのサービス内容が適切かどうかなどについて確認をします。

【給付管理】

お客様が介護保険を使って受けられるサービス内容等について調整し、また、サービスが計画どおりに提供されていたかなどを確認して給付の管理を行います。

【要介護・要支援再認定の協力援助】

お客様が要介護認定の更新や変更の認定を受けられるときの申請をお客様に代わって行った

り、その他必要な援助を行います。

【相談・問い合わせ】

介護保険や介護に関することについて、ご相談をお受けいたします。

6. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

居宅介護支援に関するサービス利用料金は、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は お客様の自己負担はありません。ただし、お客様の介護保険料の滞納等により当事業所が法定代理受領をできなくなった場合、介護保険から当事業所へ直接の支払いができませんので、居宅介護支援費は全額自己負担となります。支払いをいただいたのち、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出し、所定の手続きを経ますと、滞納の状況により払い戻しを受けられる場合があります。

（法定代理受領とは、要介護認定を受けたお客様がケアプランに基づいた指定サービスを受けた場合、お客様の全体利用料のうちお客様の負担分を除いた分については、サービス事業所が保険者である市町村に請求し、市町村などから支払いを受けとること。）

(2) 居宅介護支援利用料

別紙【別表利用料金表】のとおりです。

(3) 交通費

前項2のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域に、介護支援専門員が訪問する場合は交通費の実費が必要です。

7. 介護支援専門員

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代

・事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、お客様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

・お客様からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

(3) 介護保険証の確認

- ・介護支援専門員は居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

8. 解約

当事業所の廃止などやむを得ない事情がある場合、お客様に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書でお知らせすることにより、この契約を解約することができます。

この場合、当事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業所に関する情報をお客様にお伝えするなど、お客様が続けて介護保険を利用してサービスを受ける事が出来るように手配させていただきます。

- (1) お客様からの介護支援専門員に対する苦情や要望に対し、適切な対応や担当介護支援専門員の交代等の対応においても、お客様に対するサービス提供することが著しく困難となった場合。
- (2) 介護支援専門員に対するハラスメント行為などにより、お客様に対してサービス提供することが著しく困難になった場合。

上記(1)(2)により契約を解除する場合、事業所は居宅介護支援事業所または保険者である市町村と連絡を取り、お客様の心身の状況その他の状況に応じて、他の事業所等の紹介その他必要な装置を講じることいたします。

解約料については、一切料金はかかりません。

9. サービス利用時の留意事項

介護支援専門員に対する身体的、精神的暴力、ハラスメントなどの迷惑行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

10. 契約の終了

(1) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① お客様が介護保険施設に入所した場合
- ② お客様の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
- ③ お客様が事業者の営業できないほど遠くに移転された場合
- ④ お客様がお亡くなりになった場合

11. 損害賠償

お客様に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は 当事業所はお客様に相当範囲内においてその損害を賠償します。

12. 要望、苦情等の相談窓口

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、ご要望および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

下記の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

メイフラワープラン (居宅介護支援事業所)	
電話	(0795) 42-1085
受付時間	午前9時～午後5時(土・日曜日は除く。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。)
担当者	遠藤 智久

(2) その他の窓口

当事業所以外に下記の窓口で苦情を伝えることができます。

- 加東市 高齢介護課 電話 0795-43-0440
- 兵庫県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情相談窓口 電話 078-332-5617

13. 贈答品などについて

事業所規定上、お客様からの贈答品などはお断りさせていただいております。

令和7年4月1日より施行する。